

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第22号 宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 ……（交通政策課）…2

告 示

- 告示第49号 令和元年12月宇治市議会定例会の招集 ……（行政経営課）…3

公 告

- 公告第42号 雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事に係る一般競争入札の中止 ……（契約課）…3
○公告第43号 横島関連面整備（郡その2）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札の中止 ……（契約課）…3
○公告第45号 宇治都市計画道路の変更案の縦覧 ……（都市計画課）…3

公 営 企 業

- 公告第15号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ……3
○公告第16号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 ……3

正 誤

- 2019年（令和元年）10月25日付け宇治市公報第2267号 ……3

規 則

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年11月21日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第22号

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市自転車等駐車場条例施行規則（昭和58年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「、1月4日」を「1月4日」に、「、午前6時」を「午前6時」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「、同項」を「、これらの項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、ゲート式駐車場（駐車場の出入口にゲートを設置し、当該ゲートにより自転車等の入出場を管理するものをいう。以下同じ。）の開設期間は通年とし、開設時間は午前5時から翌日の午前1時までとする。

第3条第1項中「駐車場」を「駐車場（ゲート式駐車場を除く。）」に改め、同条第2項中「（以下「一時利用者」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 ゲート式駐車場を一時利用しようとする者は、自転車等の入場時に駐車券発行機から駐車券の発行を受け、出場時に料金精算機に当該駐車券を挿入し、当該料金精算機にその料金表示部分に表示された額の現金を投入することにより納付しなければならない。

第3条の2第1項中「とする」を「又は別記様式第1号の3とする」に改め、同条第2項前段中「駐車場」を「駐車場（ゲート式駐車場を除く。以下この項において同じ。）」に、「回数駐車券」を「回数駐車券（別記様式第1号の2）」に改め、同条第3項中「種類」を「種類、券種、回数」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項前段の規定は、ゲート式駐車場を一時利用しようとする者について準用する。この場合において、同項前段中「別記様式第1号の2」とあるのは、「別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

第4条中「一時利用者は、駐車場の利用」を「駐車場の一時利用」に、「超えて翌日以降にわたるときは、当該」を「超えるときは、市長は、当該一時利用した者に対し当該」に、「駐車料金を再度納付しなければならない」を「利用の種別及び利用区分に応じた一時利用に係る駐車料金を加算するものとする」に改める。

第5条第3項中「提示しなければ」を「提示し、又は定期駐車券パネルに接触させなければ」に改める。

第6条第1項中「紛失した」を「破損し、又は紛失した」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「適当」を「適当である」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

種類	券種	回数	金額
自転車回数駐車券	150円	11回	1,500円
原動機付自転車回数駐車券	250円		2,500円
自動二輪車回数駐車券	300円		3,000円

別記様式第1号の（裏）中「超えて翌日以降にわたる」を「超える」に、「種別」を「種別及び利用区分」に、「盗難、事故等」を「事故、盗難その他の損害」に改める。

別記様式第1号の2の（裏）中「場内」を「駐車場内」に、「

盗難」を「、盗難その他の損害」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の3（第3条の2関係）
（表）

挿入 ↑ 方向

回数 駐 車 券

宇治市自転車等駐車場

（裏）

<注意事項>

- 1 入出場は、駐車場の開設時間内に行ってください。
- 2 出場時、料金精算機に挿入してください。
- 3 本券の払戻しはしません。また、紛失の場合も再発行はしません。
- 4 本券を折り曲げたり、汚したりせず、高温のところに磁気の近くに置かないでください。
- 5 駐車場内における事故、盗難その他の損害については責任を負いません。
- 6 本券は、発行した駐車場でのみ利用することができます。

別記様式第3号中「一第7条」を「、第6条、第7条」に改め、同様式の（裏）中「届出て」を「届け出て」に、「盗難」を「事故、盗難」に改める。

別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第3号の2（第5条、第6条、第7条関係）
（表）

宇治市自転車等駐車場 N o .

定期駐車券

（裏）

<注意事項>

- 1 入出場は、駐車場の開設時間内に行ってください。
- 2 本券を破損し、又は紛失したときは、直ちに届け出てください。
- 3 本券は、第三者に貸与し、又は譲渡することはできません。
- 4 本券を折り曲げたり、汚したりせず、高温のところに磁気の近くに置かないでください。また、他の非接触型カードと重ねて使用しないでください。
- 5 利用される自転車等には、必ずステッカーを貼付してください。
- 6 定期利用を終了される場合は、本券を返却してください。
- 7 駐車場内における事故、盗難その他の損害については責任を負いません。
- 8 本券は、発行した駐車場でのみ使用できます。

別記様式第5号中「宇治市自転車等駐車場条例施行規則第6条第1項の規定」を「次の理由」に改め、

「 紛失定期駐車券 N o . 再発行定期駐車券 N o .

処 理 欄	処理 年 月 日	処 理 者	
-------------	----------	-------------	--

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市自転車等駐車場条例施

行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第49号

令和元年12月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和元年12月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和元年11月27日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 令和元年12月4日
2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

公 告

宇治市公告第42号

雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事に係る一般競争入札の中止について

令和元年11月15日付け宇治市公告第40号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和元年11月15日

宇治市長 山本 正

- 1 中止する一般競争入札
雨水貯留施設（目川貯留管）整備工事に係る一般競争入札
2 中止する理由
積算資料の一部に誤りがあるため

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第43号

榎島関連面整備（郡その2）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札の中止について

令和元年11月15日付け宇治市公告第36号で公告した条件付一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和元年11月21日

宇治市長 山本 正

- 1 中止する条件付一般競争入札
榎島関連面整備（郡その2）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札
2 中止する理由
積算資料の一部に誤りがあるため

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第45号

宇治都市計画道路の変更案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和元年12月6日

宇治市長 山本 正

- 1 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画道路（3・4・28六地藏駅前線）
2 都市計画を定める土地の区域
宇治市六地藏奈良町の一部
3 都市計画の変更案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
4 都市計画の変更案の縦覧期間
令和元年12月6日から同月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和元年11月22日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和元年12月6日

宇治市長 山本 正

指定番号 第470号 井上工業

宇治市上下水道事業公告第16号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和元年12月6日

宇治市長 山本 正

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第 3 0 3 号	いづきガス住宅設備株式会社	株式会社いづき

正 誤

2019年（令和元年）10月25日付け宇治市公報第2267号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	下から7行目	告示第41号	告示第38号の2
4	右	下から20行目	宇治市告示第41号	宇治市告示第38号の2

